

Q 1 中間前金払とは何ですか？

A 1 既に前払金（契約金額の 40%）を支払った建設工事において、一定の要件を満たした場合に、契約金額の 20%の前払金を追加して支払うことを中間前金払といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、請負者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払の対象となる工事とは？

A 2 中間前金払の対象工事は、原則として請負代金の額が 500 万円以上でかつ工期が 100 日以上の建設工事です。ただし、中間前金払は当初の前払金を受領していることが必要です。

Q 3 中間前金払のメリット（部分払との違い）は何ですか？

A 3 中間前金払は、部分払と比べて、請負者及び発注者双方の事務を大幅に簡素化することができます。

部分払の場合は、検査担当による出来高検査が必要となりますが、中間前金払の場合は、その要件の認定は書面審査であるため、検査等に係る手間と時間が大幅に省力化されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。ただし、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

Q 4 部分払の対象となる工事とは？

A 4 部分払の対象工事は、全工事ですが請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額とし、次の式により算定する。この場合において、請負代金相当額は、工事の出来形部分に相応する金額をいい、当事者が協議して定めます。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

Q 5 部分払との関係は？

A 5 中間前金払又は部分払のいずれかを受けることができる工事を受注した者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとしており、中間前金払を選択した場合には、部分払は行いません。ただし、年度末における出来高による部分払が設定されている場合は、当該部分払を行うことがあります。

なお、契約締結時に選択した後は、その変更はできません。

Q 6 中間前金払請求に係る認定の判断は、どのように考えたらよいのですか？

A 6 中間前金払請求を認定する要件は、地方自治法施行規則附則第 3 条に規定され、その要件は次の二つに区分されます。

本市においては、認定の判断を明確にするため、出来高に関する要件において、「既に行われた当該工事に係る作業」とは、施工完了（工事現場等に搬入された材料等は出来高の対象外とします。）したものとしします。

要件は次のとおりであり、これらの要件が全て満たされなければ請求は認められません。

1 工程に関する要件

①工期の 2 分の 1（継続事業にあつては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過していること

②工程表により工期の 2 分の 1（継続事業にあつては、当該会計年度の工事実施期間の 2 分の 1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行なわれていること。

2 出来高に関する要件

①既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の 2 分の 1（継続事業にあつては当該会計年度の出来高予定額の 2 分の 1）以上の額に相当するものであること。なお、既に行われた当該工事に係る作業とは、施工完了のものとする。

Q 7 中間前金払請求に係る認定請求時に提出しなければならない書類は何ですか？

A 7 認定請求時に提出が必要な書類は、次のとおりです。

- 1 中間前金払認定請求書（様式 1）
- 2 工事履行報告書（別記様式 2）
- 3 工事の進捗状況を表示した工程表
- 4 出来高が確認できる数量表・図面・写真
- 5 その他資料（必要に応じて提出要求）

Q 8 工事履行報告書は、どのように書いたらいいのですか？

A 8 工事履行報告書の書き方は、記載例のとおりです。（別紙様式 2 記載例）

Q 9 中間前金払請求を行う場合に必要な書類は何ですか？

A 9 中間前金払請求を行う場合に必要な書類は、次のとおりです。

- 1 中間前金払請求書（様式 19 の 2）
- 2 中間前金保証証書

Q10 請負契約を変更（増額・減額）した場合の中間前払金額は？

（当初の前払金）→（増額・減額の変更）→（中間前払金額？）

A10 (1) 【増額】変更の場合

契約金額 1,000 万円 増額変更 150 万円 前払金 400 万円

（前払金の追加払の判断）

$1,150 \text{ 万円} \times 0.4 = 460 \text{ 万円} > 1,000 \text{ 万円} \times 0.4 = 400 \text{ 万円}$ となりますが、

$150 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.2$

よって、契約金額の 2 割以上の増額でないので、前払金を追加して請求することはできません。

（中間前払金額）

$1,150 \text{ 万円} \times 0.2 = 230 \text{ 万円}$ となりますが、既に前払金（400 万円）を支払っています。

よって、 $1,150 \text{ 万円} \times 0.6 = 690 \text{ 万円}$

$690 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} = 290 \text{ 万円} > 230 \text{ 万円}$

230 万円を中間前払金として請求することができます。

(2) 【減額】変更の場合

契約金額 1,000 万円 減額変更 150 万円 前払金 400 万円

(前払金の返還の判断)

$850 \text{ 万円} \times 0.4 = 340 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.4 = 400 \text{ 万円}$ となりますが、

$150 \text{ 万円} < 1,000 \text{ 万円} \times 0.2$

よって、契約金額の 2 割以上の減額でないので、前払金を返還する必要はありません。

(中間前払金額)

$850 \text{ 万円} \times 0.2 = 170 \text{ 万円}$ となりますが、既に前払金 (400 万円) を支払っています。

よって、 $850 \text{ 万円} \times 0.6 = 510 \text{ 万円}$

$510 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円} = 110 \text{ 万円} < 170 \text{ 万円}$

110 万円を中間前払金として請求できます。

Q11 中間前金払請求の事務の流れはどうなりますか？

A11 中間前金払請求の事務の流れ

- ①中間前金払と部分払の選択に係る届出 (別紙様式 4) (契約締結時)
- ②中間前金払認定請求 (別紙様式 1) 【「工事履行報告書 (別紙様式 2)」、「工事の進捗状況を表した工程表」、「出来高が確認できる数量表・図面・写真」などを添付】
- ④中間前金払認定調書の交付 (別紙様式 3)
- ⑤保証申込
- ⑥保証証書の発行
- ⑦中間前金払請求書 (様式 19 の 2)、中間前払金保証証書
- ⑧支出依頼【中間前金払請求書 (様式 19 の 2)、中間前払金保証証書 (写し) 添付】
- ⑨中間前払金の振込